<阪急阪神お得意様カードPREMIUM 会員特約:改定箇所>

改定後 現行

第1条(総則)

本特約は、株式会社阪急阪神百貨店(以下「阪急阪神 百貨店しといいます)および三井住友カード株式会社 (以下「三井住友」といいます) の二社(以下「二社」 といいます)が提携して発行する「阪急阪神お得意様 カードPREMIUM」(以下「本カード」といいます) によって生じる事項について特に定めるものです。

第1条(総則)

本特約は、株式会社阪急阪神百貨店(以下「阪急阪神 百貨店」という)および三井住友カード株式会社(以 下「三井住友」という)の二社(以下「二社」という) が提携して発行する「阪急阪神お得意様カード」(以下 総称して「本カード」という)によって生じる事項に ついて特に定めるものです。

削除

本特約および三井住友カード会員規約(以下「本規約」 といいます)を承認のうえ入会の申込みをした方で、 二社が適格と認めた方を本カードの会員とします。

第2条(名称)

本カードは阪急阪神百貨店と三井住友が提携し、所定 の方法で発行するもので、カードの名称は「阪急阪神 お得意様カード PREMIUM」と称します。

第2条(会員資格)

第3条(会員資格)

本特約ならびに三井住友カード会員規約(以下「本規 約」という)を承認のうえ入会の申込みをした方で、 二社が適格と認めた方を会員とします。

第3条 (会員資格の喪失)

二社は、各々定める会員規約・利用規約・特約に基づ き各々の判断により会員資格を喪失させることがで きます。会員は、二社のうちいずれかの会員資格を喪 失した場合は、本特約によるカード会員の会員資格も 喪失するものとします。

第4条(会員資格の喪失)

会員が、阪急阪神百貨店もしくは三井住友の一方か ら、カード会員資格を取り消された場合には、本カー ドに付随する各サービスの資格も喪失するものとし ます。

第4条(阪急阪神百貨店のサービスの利用)

- スを受けることができます。
- 2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、阪 急阪神百貨店の所定の方法に従うものとします。
- 3. 会員は、阪急阪神百貨店が必要と認めた場合には、 阪急阪神百貨店が特典・サービス及びその内容を 変更または廃止することを予め承諾します。

第5条 (阪急阪神百貨店のサービスの利用)

- 1. 会員は、阪急阪神百貨店より提供する特典・サービ 1. 会員は、阪急阪神百貨店より提供する特典・サービ スを受けることができます。
 - 2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、阪 急阪神百貨店の所定の方法に従うものとします。
 - 3. 会員は、阪急阪神百貨店が必要と認めた場合には、 阪急阪神百貨店が特典・サービス及びその内容を 変更または廃止することを予め承諾します。

第5条(年会費)

本規約第3条に拘らず、本カードの会員は、三井住友に対して所定の年会費を支払うものとします(ただし、三井住友または阪急阪神百貨店が認めた場合は除く)。また、年会費の支払期日はカードお届け時の台紙に記載する加入日の翌月とします。なお、二社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第6条(年会費)

本規約第3条は、以下のとおりに変更します。

会員は、三井住友に対して所定の年会費を支払うものとします(ただし、三井住友または阪急阪神百貨店が認めた場合は除く)。年会費の支払期日はカードお届け時の台紙に記載する加入日の翌月とするものとします。なお、三井住友の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、支払済の年会費は返還しません。

第6条(本特約・サービス内容等の変更)

本特約の内容は、民法の定めに基づき、変更できるものとします。この場合、変更後の内容と適用開始日を、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとします。

第7条(本特約の改定)

1. 本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第7条 (規定外事項)

本特約に定めのない事項については本規約<u>を適用す</u>るものとします。

第7条(本特約の改定)

 本特約に定めのない事項については、本規約が適用 されます。